

第7回 我孫子市放射線対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成23年9月9日（金）16:00～17:30

【出席者】 市長、副市長、教育長、水道局長、企画財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、消防長、教育総務部長、保育課長、学校教育課長、公園緑地課長、農政課長、道路課長、クリーンセンター課長、放射能対策室長

（決定事項）

我孫子市の低減策を実施するための当面の基準について

A 案

- ・ 自然放射線の外部被ばく量の世界平均が年間0.9ミリシーベルト、人口放射線による線量限度が一般公衆で年間1ミリシーベルト。
- ・ 自然と人工の放射線を合わせた被ばく量、年間1.9ミリシーベルトを当面の放射線低減策の目安とし、時間当たりに換算した毎時0.29マイクロシーベルトを超えた場所から優先的に低減策を講じていく。

・

B 案

- ・ 8月31日現在の各施設における測定値の平均を当面の放射線低減策の目安とする。
- ・ 子どもの健康を考えるのであれば、保育園・幼稚園、小学校、中学校で目安の数値に差をつけるのはおかしいので、毎時0.26マイクロシーベルト（50センチメートル）で統一する。
- ・ B案の【除染の進め方】に「公園については小中学校等とは異なり、滞在時間や利用頻度が任意であるため小中学校等と基準が異なる」との記載をする。
- ・ 「8月31日現在の各施設における測定値の平均」は「8月31日現在の各施設の測定地点における放射線量の平均」と修正する。
- ・ 除染するための当面の目安であり、安全の基準ではないことを追記する。

上記の修正を除き、B案に決定した。